

鳥取縣公報

第 千 五 十 四 號
昭和十四年八月十一日

金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格B4判

告 示

◇鳥取縣告示第五百九號

應召其ノ他ニ依ル養蠶技術員ノ缺員ヲ補充シ事變下ニ於ケル養蠶指導ノ完壁ヲ期スル爲養蠶技術員短期養成講習會ヲ開設ス其ノ要項左ノ如シ

昭和十四年八月十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

養蠶技術員短期養成講習要項

- 一 本講習ハ東伯郡日下村鳥取縣蠶業試驗場ニ於テ之ヲ行フ
- 二 講習人員ハ三十名以内トス
- 三 講習期間ハ昭和十四年九月一日ヨリ十月三十日ニ至ル六十日間トス
- 四 受講者ノ資格ハ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル滿二十歲以上ノ男子ニシテ三ヶ年以上養蠶ニ關スル經驗ヲ有シ所屬郡市養蠶業組合長ノ推薦セル者タルコトヲ要ス
- 五 修了試験ニ合格シタル者ニハ鳥取縣令第五十五號鳥取縣養蠶技術員規則第二條ニ依ル免許證ヲ交付ス

- 六 講習生タルノ本分ニ違背シタル者又ハ成業ノ見込ナシト認ムル者ニハ退場ヲ命ズルコトアルベシ
- 七 講習生ハ講習期間中寄宿舎ニ收容ス
- 八 受講中ノ經費ハ講習生ノ自辨トス
- 九 講習科目左ノ如シ

(一) 學 科

養蠶經營學、 養蠶學、 蠶品種學、 桑樹栽培學
科 外 講 義

農産一般獎勵方針、 蠶糸業一般獎勵方針、 産繭處理統制法
蠶糸業法規、 製糸一般

(二) 實 習

蠶兒飼育、 桑樹栽培、 蠶具消毒、 蠶卵蠶體解剖

- 一 講習生タラントスル者ハ様式第一號ニ依ル志願書ニ履歷書身體検査證ヲ添付シ所屬郡市養蠶業組合ニ差出スベシ
- 二 郡市養蠶業組合長志願書ヲ受けケタルトキハ詮衡ノ上推薦書ヲ添へ知事ニ進達スルモノトス
- 三 志願書提出期限ハ昭和十四年八月二十日迄トス

様式第一號 志願書

私儀養蠶技術員短期養成講習相受度候條御許可相成度別紙履歷書身體検査證相添此段相願候

年 月 日

本 籍

現 住 所

氏

名 印

知 事 宛

右 推 薦 ス

年 月 日

郡市養蠶業組合長 氏

名 印

◆鳥取縣告示第五百十號
昭和十四年度整理徵兵署開設日時及場所左ノ通定ム

昭和十四年八月十一日

鳥取縣兵事官地方事務官 高 田 三 郎

整理徵兵署開設日時及場所

聯隊區	徵募區	郡別	開設日	開設場所
鳥取聯隊區	第四	八岩頭美郡	九月一日	鳥取市東町會議事堂
松江聯隊區	第一	氣高郡	九月八日	米子市西町公會堂
同	第二	西野郡	九月九日	

備考 開始時刻ハ鳥取聯隊區ニ在リテハ午前八時

松江聯隊區ニ在リテハ午前九時トス

◆鳥取縣告示第五百十一號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

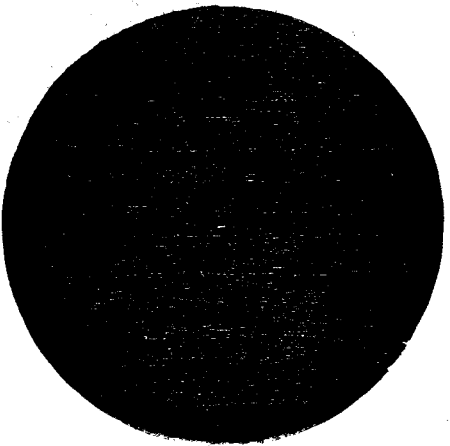
昭和十四年八月十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證	被保險者	工場事業場又ハ	無効トナリタル被保險者證	備考
記號番號	氏名	事務所所在地並名稱	交付年月日	

鳥ひ	五五三	茗荷博之	鳥取市東品治町日ノ丸自動車株式會社	一四、二、一五一四、七、二五
米かる	二九	田中松重	米子市加茂町二丁目合資會社加藤電氣商會	一〇、三、三〇二四、八、一
西はい	一二	仲田卷雄	西伯郡幡鄉村長谷川移動製材所	一三、五、一五一四、七、二四
鳥こと	五〇	藤岡寅雄	鳥取市東品治町虎城製材所	一四、四、五一四、六、二

事 變 特 報



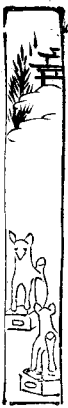
舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙 報 第十六號

次 目

- 鳥取縣護國神社造營に就て……………(社事兵寺課) 九頁
- 工業小組合について……………(商工水産課) 一二頁
- 家兔の屠殺に就て……………(規畫課) 一三頁
- 國民徵用令により徵用せられたる者の處遇……………(社會課) 一五頁
- 白き召集令狀第一回發送せらる……………(同) 一六頁
- 肥料配給の割當に就て……………(農產課) 一七頁
- 心身鍛鍊について……………(學務課) 一八頁
- 廢品買取公定價格……………(時局課) 二五頁
- 銃後奉公會について……………(社會課) 二七頁
- 聖戰下の衛生・赤痢及腸チフスの豫防……………(衛生課) 三一頁
- 國民貯蓄組合員章圖案懸賞募集……………(時局課) 三三頁
- 選舉肅正ボスター標語當選發表……………(社會課) 三四頁
- 選舉肅正中央聯盟で標語懸賞募集……………(社會課) 三五頁
- 政府への金賣却者(承前)……………(時局課) 三六頁

力の亞興蓄貯の每户



鳥取縣護國神社造營に就て

鳥取縣護國神社は、官祭鳥取招魂社が本年三月十五日招魂社制度の改正に伴ひまして、内務大臣の指定せられたもので、崇敬者は本縣下一圓となつて居るのであります。

抑も護國神社の前身たる官祭鳥取招魂社は、舊鳥取藩主贈從一位池田慶徳朝臣が戊辰戰役に從軍戰死せる藩士の忠魂を慰むる爲に、明治元年十一月現時の鳥取市行徳字角臺に地を卜し祠宇を假設して祭事を執行し、爾後數度の奉遷を経まして明治三十年に現在の上町櫓竈に社殿幣殿拜殿等の造營を爲し此處に奉遷して今日に至つて居るのであります。

これを今にして見れば、社殿の規模狹隘で祭

典の執行に不便少からざるのみならず、務省の指定標準に照らしましても合致致しませず、戊辰戰役から今日まで王事に身を殲し、洵國忠節の英靈を慰むるに洵に遺憾とする點多く、有志識者の間に夙に之が改築整備の議が起れるも實現の機運に至らず在茲今日に及でゐた次第であります。

時恰も支那事變勃發以來既に滿二年、その間吾等同胞は遠く異境に轉戰奮闘せられ、陸に海に又空に赫々たる武勳を樹て大に國威を中外に宣揚せられつゝありますことは、之偏に御稜威の下忠誠勇武なる殉國將士の功烈偉勳によるものであります。

この秋に際しまして殉國二千五百三十八柱の忠魂鎮まします、護國神社の改築整備を爲し、一層崇敬の誠を披瀝して、忠勇義烈の護國の英靈に應へいよ／＼御神威の發揚を期し、永く縣民奉養の至誠を達成せしめんことは吾等銃後に於ける縣民の責務でありまして、今回鳥取縣護國神社造營期成會の組織せられましたのも全く

今次事變勃發によつて護國神社崇敬の念が澎湃として昂まれるに伴ひ、御神威を顯揚し國民精神作興の基幹たらしめんとするものであります左にその造營の趣旨、計劃の要項、期成會の内容を記しまして、縣下崇敬者各位に本目的達成の爲絶大なる御援助を切望致します。

鳥取縣護國神社造營の趣意

我が帝國が東洋の一島國たるに今や嶄然として世界に雄を競ひ燦然として四界に威を輝かし以て東亞の盟主として仰がるるに至りたる世界に比類なき我が國體の下明治維新前後國事の爲に身命を捧げ數次の戰役に克く戰勝を制せられたる幾多將兵の忠勇義烈の功に俟つこと極めて大にして國民須く其の殉國の偉勳を景仰顯彰せざるべからず而して鳥取縣護國神社は舊鳥取藩主池田慶徳公戊辰戰役に從軍戰死せる藩士七十九名の忠魂を慰むる爲明治元年十一月地を因幡國包美郡行徳村(現鳥取市行徳)字角に卜し祠

宇を假設して祠前に於て練兵の式を行へるに濫觴し同三年五月現鳥取市濱坂字代々山に招魂の齋場を設け祭祀當日靈代は藩の神務局より神官兵士之を警衛して齋場に奉遷して以て祭典を執行せり而し其の祠宇は假設に屬するを以て式後即日靈代を神務局に奉遷したりしが其後社殿新築成り同年九月靈代を之に安置し祭典練兵を前の如くし以て明治七年に至る同八年以降の經費は官費を以て支辨せらるることとなり神饌料及社殿營繕費等を國庫より供進せらるるに至れるが其の後幾多變遷を経て社地を幽邃閑雅の地たる上町樗谿に選びて本殿拜殿を造營し爾來數次の戰役事變に於ける殉國の忠靈を合祀して現に祭神二千五百三十八柱に上れり然れども今にして之を觀れば社殿内外の規模狹隘にして一般の參拜衆庶の報祀に適せざるのみならず神社の尊嚴を保ち難き虞れなしとせず時恰も支那事變勃發して吾等同胞は遠く異境に轉戦し赫々たる武勳を擧げ偉大なる戰果を收め今や大に到る處に日章旗を翻へし國威依て

り皇威依て以て治し此の秋に當り忠誠勇武なる殉國將兵の功烈偉勳を景仰すべく鳥取縣護國神社を新に造營し以て愈崇敬の誠を披瀝し其の忠魂を無窮に顯揚し更に敬神愛國の至誠を效すは蓋し吾等銃後縣民の一大使命にして亦最重の責務たるを信ず仍て茲に鳥取縣護國神社造營期成會を組織し普く縣民の赤誠に訴へ献資を募りて其の期成を畫す冀くは本期成會の趣旨を諒とせられ奮て事業の達成に絶大の御援助を賜はらんことを

造營計劃要項

一 敷地

位置 鳥取市上町(現在ノ置位)
面積 二千六百二十七坪三合二勺

二 御造營費

總額 金 一八〇、〇〇〇圓
内
一金 二二、〇〇〇圓 整地、土工植込費
一金 一三三、一〇〇圓 建築費

本殿 七、五坪

拜殿 幣殿 二七坪

神饌所參列席舍 九〇坪

社務所及住宅 四〇坪

手水 舍

透塀瑞垣其他工作物 置 一五坪

天幕

一金 六、九〇〇圓 設計及監督費

一金 一〇、〇〇〇圓 祭典器具、裝飾品椅子其ノ他

一金 二、〇〇〇圓 祭典費

一金 三、〇〇〇圓 事務費並寄附募集費

一金 五、〇〇〇圓 豫備費

三 造營資金募集計畫

募集總額 一八〇、〇〇〇圓
内
一金 二八、〇〇〇圓 縣供進金
一金 五一、〇〇〇圓 市町村醸出金

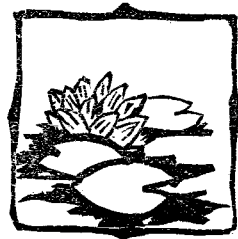
一金一〇一、〇〇〇圓 篤志寄附金
期 成 會

一 本會は鳥取縣護國神社造營期成會と稱し、事務所は縣廳内に置くことになつてゐる。
一 本會は鳥取縣護國神社を造營し益々御神威を宣揚するを以て目的とし、その目的達成の爲資金の募集その他建設に必要な事業を行ふことになつてゐる。

一 本會の役員は
會長一名 副會長七名 顧問 若干名
相談役若干名 評議員若干名 理事長一名
其の他である。

一 會長には鳥取縣知事、副會長には、鳥取縣總務部長、鳥取縣會議長、鳥取、松江聯隊區司令官、鳥取、米子市長、鳥取縣町村長會長を又理事長には鳥取縣學務部長を以て之に充つることになつてゐる。
一 名譽顧問は池田仲博侯爵を顧問は秦第十師

團長、島田吳鎮守府司令長官、内山、西尾兩陸軍大將、村上樞密院書記官長、吉岡中將、歩兵第四十聯隊、同六十三聯隊補充隊長、米原貴族院議員、豊田、外縣選出三衆議院議員、原邦造其の他八名であり、又相談役は因伯時報社々長外縣下各新聞社長通信支局長で、評議員は猪股警察部長外各種團體長等二十四名が充てられてゐる。



工業小組合
に就て

今回工業組合法改正法律の施行によつて工業小組合制度が實施せられることとなつたが、これは我國中小工業の實等に照して關係業者が多いことと、其の經營が脆弱で

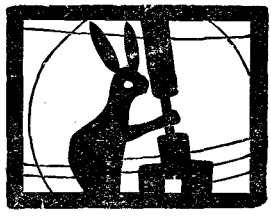
あることとの爲に腦んでゐる小規模業者を救ふ爲に、之等の業者をして、相互信頼を中心として緊密に結合せしめ、その結合した團體に原材料の共同購入、共同設備の設置並に共同注文の引受及製品の共同販賣の事業を併せて實施させることによつて、小規模の工業を相當程度の企業單位に引上げ、以て企業を合理化してその更生發展を圖らうとするものであるが、しかし現下の經濟統制の推移に對應し、差當つては生産力の擴充と輸出の振興に協力し、又集團轉業を促進しようとするを目的とすることになつてゐる。

- 1 從つて工業小組合の設立については特に左の諸點に留意して、將來小組合としての機能を充分發揮することの出来る見込が確實なものについてのみ認可せられる事になつてゐる。
- 2 組合員の精神的融合が鞏固であるか。
- 3 組合員たるべき小工業者の營業狀態が小組合を結成するに眞に適合してゐるかどうか
- 3 小組合設置後に於ける關係産業との間に摩

- 4 必要なる原料又は材料取得の見込があるか。
- 5 小組合としての注文引受又は製品消化の見込はどうか。

尙この小組合は前にも記した通り組合員の總數は成るべく十人以上とすることになつてゐる

× × ×



家兎の屠殺に
就て

政府は今回昭和十二年法律第九十二號第二條の規定によつて、家兎の屠殺制限規則を農林省令第三十七號を以て公布せられたが、前記法律第九十二號は如何なるものであるその第二條は何を規定せられたものかを記せば。

法律第九十二號は輸出入品等に關する臨時措置に關するもので、即ち政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、特に必要ありと認むるときは命令の定むる所により物品を指定し、輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことの措置を採るのであつて。

第二條には政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、特に必要ありと認むるときは輸入の制限其の他の事由により需給關係の調整を必要とする物品につき、(一) 命令の定むる所により當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限すること、(二) 當該物品又は之を原料とする製品の配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令をなす措置を規定してゐるのである。

これによつて家兎の需給關係の調整を必要とする爲、アンゴラ兎及レッキス兎を除く家兎は五月一日より十月三十一日までの間屠体、毛皮又は肉を販賣する目的を以て、これを屠殺することを禁せられたのであるが。軍の注文に係る

場合と、特別の事由によつて地方長官の許可を受けた場合はこれを除外せられてゐる、此の特別の事由とは左の場合を謂ふのであつて。

イ、學校、病院、試験機關又は地方長官の適當と認むる團體が試験研究用に供する爲屠殺する場合。

ロ、廢兎(病兎、老兎)の處分の爲屠殺する場合。

右の 경우는 (1) 屠殺頭數 (2) 屠殺の目的 (3) 屠殺の期間 (4) 屠殺の場所を記載せる申請書を屠殺地を管轄する地方長官に提出せねばならない、又屠殺後十日以内に (1) 屠殺頭數 (2) 屠殺したる家兎の處分 (3) 屠殺したる日 (4) 屠殺場所を記載したる書類を同上提出せねばならないことになつてゐる。

軍の注文による場合に於ては、これを立證する書類を前の書類に添付するのであつて、これが實施は本月十日となつて居るのである。

違反者に對しては嚴罰となつてゐて、第二條の規定による罰則は一年以下の懲役又

は五千圓以下の罰金
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關し違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對して同様の罰金を科せられるのである。



國民徵用令により
徵用せられたる者
の處遇

國民徵用令についてはさきに記しましたがこの徵用令に依つて徵用せられたる者に對しては次のやうに處遇

するやうになつてゐます。これは徵用令による國民徵用は國家非常時局にあたり、國家の重大な總動員業務に従事せしめる爲に、命令を以て國民を徵用されるものでありまして、全く軍人が國家の爲に、召集せられて國防の重任に當ると同じ意味であつて、現代の戦争が武力戦のみならずして經濟戦・資源戦であるが爲に、この經濟戦・資源戦の第一線に働く銃持たぬ戦士として徵用せられるものでありますから、一般國民としてもこの徵用者に對してはすべて軍事的應召者と同様に處遇すべき事を明かにせられたものであります。

一、文官で陸海軍に徵用せられた者は陸海軍に配屬せられた者として、明治三十八年勅令第四十三號「戦時又ハ事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタル文官補闕ノ件」により定員外として取扱ふこと
二、待遇官吏又は官廳雇傭人にして徵用せられた者に對しては、文官處遇の趣旨に則り應

00347

- 三、公共団体の吏員又は雇傭人にして徴用せられた者に對しては、應召者に準じた處遇をすること
- 四 工場・鑛山其の他民間事業主に雇傭せられる者にして徴用せられた者に對しては、身分等につき應召者に準じた處遇をすること
- 五 陸海軍に徴用せられた者は軍屬となるから應徴者の家族に對しては、軍屬の家族に對すの軍人援護を及ぼすこと
- 六 應徴者の壯行、家族の慰問、徴用を解除せられて歸郷する者の歡迎等は應召者に準じてなすこと

貯蓄の結晶
興亞の光

**白き召集令狀
第一回發送せらる**

國民徴用令が初めて發動した。白き召集令狀！聖戦下晴れの銃後動員は、第一回到建築技術者が選ばれたのだ。

縣には七月三十一日に○名の建築技術者徴用命令の通達があつたので、直ちに準備にとりかかり、豫て作製してゐた連名表の中から○名に對して本月二日「出頭要求書」を送付したのである。

出頭要求書を受取つた人は七日、その出頭要求書と履歴書とを持つて縣社會課に出頭し、知事と師團司令部係員から事情を聽出した上、身體検査を受けたのであるが、若しこの際出頭出来ない理由のある者は直に其の事情を報告する必要があるのである。尙出頭にあつて旅費が



00348

ない場合には、役場に行けば立替へて貰へるのである。

愈々徴用者を決定すると直に役場か紹介所を経て「徴用令書」を送達するのであつて、令書が届いて一定の場所に集合するまでには一週間位ある豫定である。

今度の應徴者は大陸で働く建築關係の人が主であるが、これ等の人は全部軍屬となり、應徴者の地位や技能によつて雇員から勅任までの待遇を受け、大体應徴前の収入を斟酌して軍部から俸給が支給されるので大陸方面に行く人には手當が支給される。

應徴者の制服は背廣型の折衿ネクタイの軍屬姿で、雇員も長い刀を吊る。應徴者は金鷄勳章は頂けないが功績によつて旭日章、瑞寶章、従軍記章はいただけるものと拜され、戦死するやうな事があると靖國神社に合祀されるのである

x x x



肥料配給の割當に就て

時局下に於ける農業生産の維持擴充は最も重要事であつて、之が爲には肥料の潤澤なる供給を圖ることは極めて緊要なことであるが、戦時體制下に於て、綜合的國策遂行には凡ゆる物資の節約を圖らねばならぬことは肥料に在りては當然で、既に本報に肥料配給統制と自給肥料の必要なことは記したのである。肥料割當制度の實施せられ最初の本年八月乃至十二月に於ける本縣割當は過る六月下旬次の通り決定せられた

硫酸アンモニア 一、八一八噸
石 灰 窒 素 六一三
過 燐 酸 石 灰 二、〇八九
加 里 鹽 三五〇

縣は右の數量に對し單肥と配合肥料の區分を決定し、更に之を各市町村長の所要申込量と、

過去に於ける消費の實績並に農産物の増産計劃等を慎重に考慮して、市町村の消費可能數量を決定して夫々市町村に對する、その割當を決定

したのである、今各郡市別の割當數量の概要を示すと左の如くである。

統制肥料郡市別割當數量

郡市名	統制肥料		加里鹽	臨時配合肥料
	硫酸アンモニア	石灰窒素		
鳥取市	六、〇九〇貫	二、五七〇貫	三、〇二九貫	四二〇貫
米子市	八、八三八	五、八二〇	五、四二〇	七六〇
岩美郡	一九、二二〇	七、三四五	二七、三六〇	三、九四〇
八頭郡	四六、〇九〇	二七、八七〇	五四、九八〇	七、九〇六
氣高郡	二四、〇七〇	一七、五一四	三六、一七〇	二、二六〇
東伯郡	七一、一九〇	三五、二七三	七三、一八〇	一二、五六〇
西伯郡	七四、五八〇	三九、〇五二	六七、三二〇	五、二五〇
日野郡	三、五七〇	三、六七六	四、四九〇	三六〇
計	二五三、六四八	一三九、一二〇	二七一、九四九	三三三、四五六
				六四六、二九七

臨時配合肥料郡市別割當數量

郡市名	配給數量	内			
		四號	十號	十一號	十四號
鳥取	八、八二〇貫	六、七四〇貫	一貫	一貫	二、〇八〇貫
米子	一九、九五七	一五、七七〇	三九〇	一貫	三、七九七
岩美	六五、七七〇	二二、二六〇	一〇、七二〇	二三三〇	三三、五六〇
八頭	四九、五九〇	二四、五〇〇	二、三二〇	四二〇	二二、三六〇
氣高	七八、六七〇	三七、九二〇	一、九〇〇	六二〇	三八、二三〇
東伯	二四八、六四〇	八二、七四〇	五、六一〇	一〇、三〇〇	一四九、九九〇
西伯	一五〇、一八〇	八一、一六〇	二七〇	九六〇	六七、七九〇
日野	二四、六七〇	一三、六六〇	五〇	二二〇	一〇、七四〇
計	六四六、二九七	二八四、七五〇	二二、二五〇	一二、七五〇	三二七、五四七

前記數量は配給の適正を期する爲縣が一割五分を保留した八割五分を配給したものであつて、今後配給の推移によつて更に之を補足し適正を

期せんとするものである、而して市町村に決定配給せられたものは、市町村長に於て調整せられることになつてゐるが、之を洩れなく行き渡

00351

る様には經濟更正委員會や、市町村農會等と充
分協力すると共に、一面配給團體等とも連繫を
密にして配給の圓滑適正を期する様配慮せられ
たい。

尙官公署學校等の必要量も各市町村割當量に
包含せられてゐるから當該市町村長に於ては適
當措置を講せられ、これ等官公署學校の事業に
對し、齟齬を來さない様に充分考慮をせられた
い。

× × ×



心身鍛鍊に

就て

強い身體、どんな難局にも堪えぬ力、實
にこの聖戰下に於ける人的資源としての重大要

件たるに止らない。平和時に於ける國力發展の
上からも、小にしては一身一家の向上の爲にも
強靱な身體はすべての事をなすに當つての原動
力であり、進んでは敢爲な精神、正義を貫く勇
猛心の根元である。

而してこの強靱な身體は、唯健康である病氣
にかゝらぬと云ふだけでは不十分である。暑さ
に堪へ寒さに堪へ、艱難に堪へ缺乏に堪へ、積
極的にも消極的にも鍛鍊に鍛鍊を重ねてねりあ
げる處に人の身體精神の強靱性が湧く。今戰地
でその精能を發揮してゐる日本刀も、火に堪へ
水に堪へ重い鐵鎚に堪へて鍊り上げられた結果
あの世界に類のない精銳さが出來上つたのであ
る。

人の身體もしつかり鍛鍊に鍛鍊を重ねて行く
間にさまざまの機能が練成せられ、如何なる刺
戟にも抵抗し、又必要に應じては順應しつゝ、こ
れを克服して行く力が出來るのである。

この心身鍛鍊の時期としては人生の發育期で
ある青少年期が一番適當である。幼年より發育

00352

は旺んであるがまだ弱少に過ぎて抵抗力が少く
ともすれば無理を生じて失敗し易い。成年期後
になると身體組織が固まつて應變の力に乏しい
缺點が増して來る。それに比べると青少年期は
身體の發育も旺盛であり、抵抗力も相應に強く
倒れても起き上る復元力が強くて、實に人生一
代の中に於ける鍛鍊の最好適期と云ふことが出
來る。

今回政府が八月一日から八月二十日までを國
民心身鍛鍊運動期間とし、旺盛な精神力と剛健
な體力を練成して銃後國民の責務を全うするこ
とを期すると共に、全國學生生徒の夏期休業中
に於て、學校が直接指導の任に當つてその心身
鍛鍊に邁進し、一面實踐を通じての生活訓練を
することとしたのも、全くこれが爲であると思
はれる。

左に心身鍛鍊の適當なる種々の運動について
簡単に記すこととする。

一 徒歩

最も實行しやすく、且つ効果も多大なものは
蓋し徒歩の勵行である。殊に近來交通機關の發
達に伴つて、昔はてく／＼草鞋や下駄で歩つた
處を皆自動車や汽車や電車で座つてゐて用を足
すことになつた現代では徒歩の奨励は最も大切
な事柄の一つである。

歩くといふことはちよつと考へると足だけの
運動のやうに考へられるが實は全身運動として
實に立派な運動である。そして血行・呼吸を促
進し、胃腸を健全にし消化吸収をよくする等内
臓の働きに非常な効果をもたらすものである。
その上運動は反射的な運動であるから疲勞が少
く、筋肉労働者には調整的な運動となり、頭腦
労働者には疲勞恢復の運動となり、老幼男女い
づれにも奨励すべき適切な運動である。

二 旅行、登山、ハイキング

徒歩旅行は單に心身鍛鍊ばかりでなく、祖先
尊崇、偉人敬仰、大自然愛着等精神的効果が大
であり、且つ素朴簡易な生活に馴れると云ふ特

- 徴がある。
- 1 いま徒歩旅行者の特に注意すべき事をあげる
 - 2 服装、携行品は質實を尙び、あくまで質素剛健であること
 - 3 コースの研究、地理、名所、史績、傳説等の豫備智識を持つこと
 - 4 出發前及旅行中常に睡眠を充分とること
 - 5 神社佛閣はもとより、古い祠に對しても敬虔の心を以て臨むこと
 - 6 素直な心で自然に接すること
 - 7 特に火氣に注意すること
 - 8 食事やキャンプの後仕末に注意し、もとの自然にかへすこと
 - 9 旅にあふ未知の同行者、地方人等に對して

△ 一般 泳 力 標 準

(一) 男 子

種 目	級 別	初 級	上 級	備 考
			(壯丁標準級)	

- 9 親しみと禮儀を有すること
- 10 道標を尊重すること
- 團體行動に於ては規律と共同親和を重ずること

三 水 泳

身體的にも精神的にも水泳の効果は非常に大なるものがある。國民皆兵の今日國民のすべてが一度は大陸に渡つて第一線に立ち、いつでも大陸の河川を渡りクリークを横ぎる覺悟のもとに日頃から泳ぎの練習を心がけたいものである。参考の爲に國民泳力標準(厚生省案)を掲げて置く。

(二) 女 子

種 目	級 別	初 級	上 級	備 考
泳 力		二百米以上完 二十五米二十五秒	三百米以上完 五十米四十五秒	
重量運搬		十 米	二十五 米	手榴彈ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノトス
飛 込		(高サ二米以上立飛)		落下シタル際頭部ヲ沈メザルヲ主眼トス
潜 行		十 米	二十 米	土地ノ狀況、施設ノ如何ニ依リ初級ハ潜水 二十秒、上級ハ潜水二十五秒ヲ以テ之ニ代 フルコトヲ得
飛 込		(高サ二米以上立飛)		落下シタル際頭部ヲ沈メザルヲ主眼トス
重量運搬		五 米	十 五 米	手榴彈ヲ水面上ニ保持シテ泳行スルモノト ス
潜 行		五 米	五 米	土地ノ狀況、施設ノ如何ニヨリ初級ハ潜水 十五秒、上級ハ潜水上級潜水二十秒ヲ以テ 之ニ代フルコトヲ得
手榴彈は五四〇瓦、				但し類似のもので代用してもよい。

(四) 體操

短時間に用具も場所もいらす個人的にも團体的にも簡単に健康増進をなし得るもの、蓋し體操にまさるものはあるまい。

體操を内容的に考へれば體の柔軟性と關節の可動性を増し、動作の攻緻性(器用さ)と素速さを養ひ、力性を涵養し、耐久力、抵抗力を養ひ固癖の矯正となり疲勞の恢復となり、進んでは全身の鍛鍊向上となるものである。

(五) 集團勤勞作業

集團勤勞作業の目的は勤勞愛好精神の涵養、戰時下に於ける生産力擴充への協力、進んでは日本國民としての資質練成等にあるのであるが又國民體力向上に關しても極めて有意義なもので、特に都市生活者に多い日常筋肉勞働をしない者や、屋外に出ることの少い者にとつて、額に汗し手にマメを作つて勤勞に従事することはそれ自身體力向上に効果があるし、またそれに

よつて自己體力の程度を知るよい試験ともなつて體力に對する自覺を促すことにもなる。

自ら勞働を向ひ勤勞奉仕の習性を練成することは健康を保つ上に極めて大切なことで、これは單に一時の施設に留めることなく家事の手傳ひや日常生活に於ける整理整頓・清掃・撒水・除草・洗濯・炊事・用達しなどのやうな平常卑近な勞働を、自ら進んで實踐するやう習慣づけることが大切である。

學校の夏季休業なども従來は往々漫然と暑いから學校を休むと云ふ考へ方をした向もあつたが、人生に於ける最も大切な發育全盛期を心身の鍛鍊陶冶に努めることは極めて有意義なことである。そこで今夏から夏休の相當期間學校が直接指導の任にあつて學生生徒の心身鍛鍊に重點を置き、實踐を通じて生活訓練をなさしめることになつたわけである。

(六) 冷水摩擦

水摩擦は冷感の刺戟と摩擦と云ふ機械的な、しばしば危険に身を曝すことがある。

刺戟を皮膚に與へて血管に收縮と擴張との二つの反應を起させ、全身の血行をよくして皮膚の抵抗力を強くするもので、同時に摩擦の動作によつても體育的效果を擧げるものである。方法としては朝起床して未だ皮膚の温いうちに行ふがよい。摩擦の操作はなるべく速かに且つ力強く行ふがよい。

(七) 繩跳

極めてせまい場所で、道具は三メートルばかりの繩一筋でたりる。この運動の特徴は男女青少年が非常に興味を持つことである。一見兩足を主とした跳躍だけの運動のやうであるが、實は全身運動でその効果は腰部・大腿部・ふくらはぎ等の外に肩・胸・背と全身的に筋肉及關節が修練され、殊にその強韌性を増す處に特徴があるその結果は姿勢をよくし心臓肺臓の活動を旺盛にする外に、巧緻性を増すに効果の多いこともこの運動の利點である。運動神経の鈍いと云ふことは生活活動の能率を低下せしめるばかりで

この運動は特に會社・工場・商店等の勤務者、座業者等に奨励すべき運動で、時間にして五分間もあれば相當な運動になるし、十分間もやれば先づ充分といへよう。初心者は二三分連續して一二分休み、更に二三分やつてまた休むといふ具合に小刻みに練習するのがよく、最初から餘り強い飛び方はしない方がよい。



改正せられた
廢品買取
公定價格(最低)に就て

本縣に於ける廢品の買取公定價格(最低價格)が決定致しました。
皆様の家庭にある廢品は貯藏せず、賣惜みせず

他の物に利用して居るものもこれを止めてこの際全部賣りませう。戦時下では廢品も有力なる資源で、凡ゆる必要物に再生して行くのです。廢品を無暗に高く賣ることは現在の物價國策に反します。

賣られた廢品は統制下にあるそれらの機關を通じて再生の途が講せられて立派な重要資源として、軍需品其他生産擴充資材となつてお役に立つのであります。そんな古いものでも、どんな微少なもので是非撰り出して賣りませう。廢品を殘さず賣ることが現下の國民の重大なる義務の一つであります。

御承知のやうに今次事變に依り幾多の將兵が長期建設の礎となり、又は再び戦線に立つこと能はざる傷痍軍人となつて居らるのであります。これを思へば銃後の護りたる我々は、私經濟を犠牲として廢品を國家に提供する事は辛抱して戴きたいのであります。この際皆さんは私經濟の爲に廢品を賣るのでない事をはつきり認識して下さい。

一金屬類

鐵	錫	鉛	銅	真鍮
錫力	錫力	錫力	錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

鉛	銅	真鍮
錫力	錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

アルミ	ニウム	空罐
錫力	錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

二	三
錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇

綿	毛髮
錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇

綿布	毛糸	麻
錫力	錫力	錫力
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇

四紙類

古新聞紙	〇、三八
雜誌	〇、二〇
反古	〇、〇二
和紙	〇、一五
紙	〇、三〇

五瓶類	〇、〇一
ビール空瓶	〇、〇〇八
(遠距離)	〇、〇二
サイダー空瓶	〇、〇二
壹升壺	〇、〇八



銃後奉公會に就て

一 銃後奉公會の趣旨

支那事變もいよゝ長期建設の新段階に入り

國家、民の總力をあげてこれに對處するに絶對に必要になつて來たのである。特に銃後の後援は前線戰士の振起する重大な原動力であるから、その強化持續を圖ることは喫緊の要務である。而して銃後の後援については特に緊要な點は隣り同志で助け合ふと云ふ所謂隣保共助の精神に基く全國民の力強い協力によるべきことであつて、これが爲に銃後奉公の精神をいよゝ振作し、物質的にも精神的にも整然たる援護を實施し得るやうに銃後施設を整備強化することが最も大切なのである。

昨昭和十三年十月三日、長くも 天皇陛下に於かせられては軍人援護に關する優渥なる勅語を賜り、且つ多額の御内帑金を御下賜遊ばされ、政府に於てはこの御下賜金を基として昨年十一月、中央に「恩賜軍人援護會」を設立してつゞいて翌十二月道府縣にその支部を設立してそれら軍事援護の中樞團體としたのである。そこで政府では事變發生以來殆んど全國の各市町村に設置せられて、各郷土を中心として種

々活動してゐる銃後援護團體を整理すべく調査の歩を進め、更に又從來兵役義務服行の爲の準備を整へることを目的として全國に數十箇所設置せられてゐる護國共同組合の趣旨を取入れて單に軍人援護ばかりでなく、また事變に對處するだけに止らず平時戦時を通じて兵役義務服行の準備と軍事援護とを行ふ統一機關として新に「銃後奉公會」の設立を促進することとなり、本年一月十四日厚生・内務・陸軍及海軍の四省大臣から訓令が發せられ、同時に四省次官から依命通牒を以てその具體方法として銃後奉公會設置に關する詳細な指示が行はれて、今や全國的にその設置の準備が進められてゐるのである。

二 銃後奉公會の組織

(1) 名稱

全國の各種單一援護團體を、同一の指導精神同一目的、同一の事業内容を有する處の統一された團體とするためその名稱を「何々市(區町村)銃後奉行會」と統一することによつた。

(2) 區域

原則として市區町村を單位とすることとなつてゐる。これは我が國では隣保相扶の美風は市町村の區域に於て最もよく發達してゐるものであるから、隣保相扶の精神を基調とする軍事援護を實施する團體としては市區町村を單位とすることを最も妥當と認められた爲である。しかし大都會に於てはもつと區分を小さくする方が實際上都合がよい場合も認められるので、その土地の實情により舉郷一致の態勢をとり得るやうに適當に區分することも差支へないのである。

(3) 會費

銃後奉公會は自力を以て經とし協同を以て緯とする協同組織の團體であるから、この趣旨を完了する爲に會員組織とせられてある。そして眞に舉郷一致の實を擧げる爲に市區町村に於ける世帯主を以て會員としてある。

(4) 役員

會長は市區町村長を以てこれに充てることとし、その他の役員は部落(町内)代表者方委員

その他適當な者の中から會長が委囑し、尙各種團體の代表者を役員とすることによつて眞に舉郷一致とせられてゐるのである。

三 銃後奉公會の事業

銃後奉公會の事業の大綱は前述のやうに、兵役の義務心を昂揚して兵役服行に必要な準備を整へること、隣保相扶の精神による軍事援護の完璧を期することの二つに盡さる。その主なる事業を列擧すれば大体次の通りである。

- 1 兵役義務心の昂揚
- 2 隣保相扶の道義心の振作
- 3 兵役義務服行の準備
- 4 現役又は應召軍人若くは傷痍軍人並びに其の遺族家庭の援護
- 5 勞働奉仕其他家業の援助
- 6 弔慰
- 7 慰問、慰藉
- 8 犒軍
- 9 身上及び家庭の相談

- 10 軍事援護思想の普及徹底
- 11 其他必要なる事業

四 銃後奉公會の經費

銃後奉公會の經費は會費、補助金、寄附金その他の収入を以て充てることになつてゐる。

(1) 會費

銃後奉公會は、兵役義務服行の準備を整へる爲には自力を以てすることを原則とするので會費を徵集することとしてある。また會の恒久的財源としても會費とするを最も適當と考へられるのである。

然しながらその徵集に當つては餘り高額に過ぎたり強制したり、不公平があつたりして諸種の弊害を生ずることは最も戒めねばならぬ。即ち適當なる標準により、會員の資力に應じて負擔せしめることが望ましいのである。

(2) 補助金、助成金

銃後奉公會は會費を以て事業を行ふことが本體ではあるが、會費だけでは事業を遂行する上

に困難な場合は事情の許す限り市區町村費の補助又は助成を政府は望んでゐる。

然し市區町村の財源だけでは市區町村の事情の差等によつて事業に差等を生じ、面白からぬ結果を生ずる虞もあるので、道府縣はこの不均衡を是正する意味を多分にもつた補助又は助成を行ふことを政府は希望してゐる。

又軍事援護の完璧を期するために政府から現在道府縣に配布されてゐる軍人援護事業助成費も、銃後奉公會が實施するに適當な事業があればこれを行はせて、これに對して助成しても差支へないことになつてゐる。

尙銃後奉公會は平時戦時を通じて活動するのであるから、平時に於て戦時事變等に於ける多額の支出に備へる爲、なるべく一定額を毎年積立てることを望んでゐる。

四 軍人援護會との關係

中央及地方に恩賜財團軍人援護會とその支部が設

立せられて兩々相俟つて軍事援護の機構が整備せられることとなつたのであるが、銃後奉公會は軍人援護會の形式的分會とせられないで別箇の事業團體とせられてゐる。之は軍人援護會のみを目的とせられてゐるものであり、銃後奉公會の方は軍事援護の外に兵役義務履行の準備といふ目的を持つてゐて、その目的が軍人援護會よりも廣いので、これを別箇に考へてゐるのである。

然しいはゆる軍事援護事業については銃後奉公會は軍人援護會とは密接不離な關係にあるのであつて、而かも軍人援護會は市區町村には分會は設けられない事になつてゐるので、銃後奉公會はその關係に於ては實質上軍人援護會の分會としての働きをなすべきものであると考へられる。

五 結 び

國民皆兵の精神は我が國兵制の護であり、我が國民は一旦命を受ければ一身を鴻毛の輕きに置いて勇躍その任に赴くのを無上の光榮としてゐる。

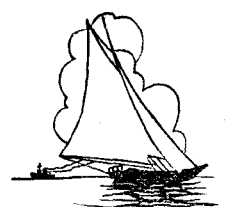
また郷黨にある國民はこれ等忠勇の將士を心より勵まし、且つ後顧の憂なからしめ、隣保互助よくその重任を遂行することは我が國大古よりの美風であつて、この兩者相俟つて古來幾多の國難を克服して來たのである。

而してこれ等兩者の活動は被強制的なものでなくて國民等しく日本人としての燃ゆるが如き愛國心よりして湧然と下より盛上る精神力によるものであつて、これありてこそ我が日本國は尊い世界無比の國體を形成發展することが出來たのである。

従つて銃後奉公會の運営に當つても、萬一強制的色彩を帯ひて國民の愛國的熱情の發露を阻害するやうな事があつては、銃後奉公會の生命を失ふものであり、我が國民的傳統の精神に悖るものである。

各々に於ても如上の趣旨を諒せられて、下に下より盛り上る國民精神を以てこの銃後奉公會の育成並びに運営に當られん事を希望する次第である。

× × ×



聖戰下の衛生 赤痢及腸チフスの豫防

夏の傳染病は赤痢・疫痢・チフス等口から侵入するものか一番多い。しかも之等の消化器傳染病は英米獨佛等の諸外國に比べて我が國はお話にならぬ位多い。

本年七月末迄の縣下傳染病を概観すると、

病名	患者數	死亡者
赤痢及同疑似症	八三	一五

00368

疫 痢 六四 三九
 腸チフス 一〇九 一三
 バラチフス 四 一

に上り、今尚毎日數名づゝの患者が発生しつゝ、あり、殊に本年は未曾有の旱天であつて、この次に又降雨續きの天候も懸念せられ、氣候の變化に伴ふ悪疫の蔓延も豫斷を許さぬものがある。今や聖戰既に第三年、東亞の新秩序は著々として建設せられつゝありとは云へ、尙前途頗る多難を想はれる時、銃後を護る國民として傳染病流行期を目前に控へ、吾々は充分なる認識の下にこの傳染病に對處するの覺悟を要する。

縣に於ては全警察署がガツシリと手を握つて患者の早期發見、豫防知識の普及、共同炊事場に於ける調理人及その家族の保菌檢定、其の他一般病原體保有者の發見及取締り等防疫陣の強化に努めては居るものの、これとて縣民の各自がこの趣旨を理解して協力せられなくては有終の成果を收めることは出來ないのである。以下各人の進んで守らねばならない數を列舉する

こととする。時局に深き認識を有せらるゝ五十萬縣民各位は、之等についてよく遵守せられると共に、一面當局の施設に對しても絶大なる協力を拂はれん事を希望してやまない次第である。赤痢や腸チフスはどうして傳染するかといふに之等の病原菌は患者の糞便又は尿中に出て來るので、その糞尿中の病原菌が何等かの機會に種々の媒介物を通じて、吾々の口から胃を経て腸に入つて感染發病するのである。例へば生水野菜其の他の食物を介して直接に傳染し、又は蠅や人の手の指等に附着した菌が知らずくゝに口に入ると云ふ具合に感染するのであるから之等の感染徑路から考へて次のやうな事を確守する必要がある。

- 一 手指を清潔にすること。殊に食事前の手洗は是非とも勵行すること。
- 二 蠅のどまつたものは食べぬこと。
- 三 果物の過食を差控へ、不熟のものは絶対に食べぬこと。
- 四 食べ物の食べ物は成るべく差控へること。

00364

- 五 上水道水又は清淨な井泉水以外の生水を飲まぬこと。
- 六 お腹を冷す飲み物はなるべく差控へること
- 七 宵越の食物は加熱して置かない限り絶対に夏は食べぬ事
- 八 寝冷をせぬこと

これだけ守つたならば豫防の効果は必ず現はれる筈である。尙最後に、豫防薬の内服や豫防注射をしても、病原菌は絶対に吾人の體內に入らぬとは限らないから、是等の豫防劑を使つても以上舉げることには注意することが何より肝要である。

せらした居り縣に於ても此の方針に従つて之が獎勵に全力を盡して居ります。縣下各地に於ても多數の貯蓄組合が結成せられ各組合員は擧つて貯蓄に努めて居られます、この誠心こめた組合員の國策協力を表示する爲此の度縣は之が組合員章を作り各組合員に交付することになりました。其の第一着手として其の圖案を一般縣民から募集することに致します。

左記要項御参照の生奮つて應募して下さい。

懸賞募集要項

- 一 課題 國民貯蓄組合員章圖案
 直徑六センチメートル(約二寸)ノ圓形トシ國民貯蓄組合員タルコトヲ表示シタルモノニシテ色彩ハ鮮明ニシテ二色以下ノコト
- 二 規定 應募者ハ本縣在住者ニシテ一人一圖案トシ原色ニテ表示スルコト、用紙ハ官製郵便ハガキノコ



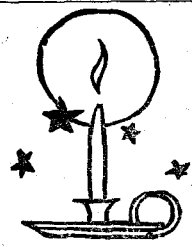
國民貯蓄組合員章
 圖案懸賞募集

政府に於ては重要國策の一として國民貯蓄の獎勵に努力

三宛名 鳥取縣總務部時局課
 四 締切 昭和十四年八月三十一日限
 (同日ノ郵便局消印アルモノハ有効)

五 發表 昭和十四年九月十日
 六 審査員 鳥取縣總務部長同時局課長同社
 會教育課長

七 賞金 一等 一名 支那事變割引
 國庫債券二十圓券一枚
 佳作 三名 記念品



選舉肅正ポスター
 標語當選發表

× × ×

曩に縣地方課で募集した今秋の貴族院議員及縣會議員選舉に對處する肅正強調のポスター及標語は去る八月三日を以て締切りでしたが、應募數ポスター十數種標語千數百句に上り、縣廳では總務、警察、學務各部長、地方、學務、社會教育各課長に於て嚴選の結果八日よいよ左の通り當選決定して發表になりました。

ポスター
 一等 一名(賞金額面五十圓割引國庫債券一枚)

鳥取縣東伯郡大誠村字原

田中正男

標語

一等 一名(賞金額面十五圓割引貯蓄債券一枚)

一 遂げよ聖戰 果せよ肅選

鳥取市寺町一〇二

佐々部吉哲

一名(賞金額面七圓五十錢割引貯蓄

債券一枚

一 乗り切る非常時正しき選舉

鳥取縣日野郡日野尋常小學校

三 好 幸 人

選外佳作

一 一票清し 國強し

一 選舉するにも銃とる心

一 この秋!!この際!!この「一票」

× × ×

選舉肅正中央聯盟で
 標語懸賞募集

選舉肅正中央聯盟では事變下に於ける府縣會議員總選舉に際し、選舉の眞義を明かにして、選舉による銃後奉公の趣旨を徹底せしむる爲、次のやうな要項で標語を募集します。

一 條件

平易簡潔にして迫力に富むもの

賞金

一等 百圓 一人

二等 貳拾圓 二人

三等 拾圓 三人

佳作 貳圓 十人

選者

選舉肅正中央聯盟

一 締切 昭和十四年八月二十日(但同日附郵便消印あるものは有効)

發表

昭和十四年九月一日附選舉肅正時報並に本年度中に府縣會議員選舉の行はるゝ各地方新聞に掲載方を依頼す

送り先

標語一句毎に住所氏名と共に官製ハガキに明記し左記宛に郵送すること

東京市麴町區内幸町

大阪ビル

選舉肅正中央聯盟



政府への金賣却者

(昭和十四年六月分)

品目	数量	賣却者住所	賣却者氏名	品目	数量	賣却者住所	賣却者氏名
指環 壹箇	八頭郡若櫻村	田中一清	眼中一清	指環 壹箇	同	同	村江眞喜三
同 壹	同	都宮さと	指環 四	同 壹	同	同	同
同 貳	松江銀行支店内	本庄富次郎	時計 壹	同 壹	同	同	同
入齒破片 壹	同	岡田長六	指環 壹	同 壹	八頭郡若櫻町	同	同
二分金 參〇	同	成川福男	義齒 壹	同 壹	同	同	同
時計 壹	同	木下能顯	金冠 壹	同 壹	同	同	同
指環 壹	同	山田榮治	鎖付メタル 貳	同 貳	同	同	同

八月九日発行「週報」並「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

週報第百四十七號掲載内容

大陸建設と技術協力
捨てよ結核國の汚名
上海戦二周年を迎へて
國立技能検査所とは
軍事資源秘密保護の心得
蔣政権下の窮狀

(興亞院)
(厚生省)
(海軍省海軍軍事普及部)
(外務省情報部)

寫眞週報第七十七號掲載内容

上海戦二周年の頃
凄かつたあの頃
上海戦の戦士を圍む座談會
外貨獲得の戦士 北海道産のパター
金星部隊は浮いた
日本に謎のおいしやまがきたぞ
日本に鍛へるドイツの夏

昭和十四年八月十一日印刷
昭和十四年八月十一日発行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣公報編輯部